

高齢者福祉タクシー券の利用について

1. 利用するときは本人確認のできるもの(※1)を携帯してください。

利用できるのは、愛西市・津島市・弥富市・あま市・海部郡及び稲沢市内です。

※1 本人確認のできるもの

⇒保険証・マイナンバーカード・免許証・運転経歴証明書など

※利用券の交付枚数は年度24枚です。

※利用券は、紛失、又は汚損しても再交付はできません。

2. 福祉タクシー券の精算方法と補助の額

福祉タクシーを利用するには、タクシーに乗車する際に利用券1枚と本人確認のできるものを提示して下さい。

※助成の対象は、基本料金(初乗り料金)及びお迎え料金です。基本料金は普通車の距離制運賃が上限となりますので、福祉車両を利用する場合は事業者^に助成金額を確認のうえ利用してください。

※タクシー事業者によっては高齢者割引を実施している場合があります。詳しくは事業者にお問い合わせ下さい。

3. 次の場合には、利用券が無効になりますので、愛西市へ返却してください。

- ① 対象者が死亡したとき
- ② 愛西市から転出したとき
- ③ 利用券を他人に使用させたとき
- ④ その年度内に使用できなかった残りの利用券

お問い合わせ 愛西市役所 高齢福祉課 (0567)55-7116(ダイヤルイン)

利用できるタクシー会社は別紙をご覧ください